

# 富士見台霊園墓所使用承継届兼誓約書

令和 年 月 日

富士見台霊園長 殿

下記の墓所については、新名義人である私が現使用者及び他の親族の同意を得て、下記の通り墓所の承継者と決定いたしましたので、関係書類を添えて届け出をいたします。

なお、墓所使用权を承継するに際し、富士見台霊園使用管理規則を遵守し、かつ、承継に関し他の親族から異議の申し立てがなされた場合には、民法第897条に基づき当方にて解決し、貴園には一切迷惑を掛けないことを誓約いたします。

記

新名義人氏名	ふりがな	実印	
現住所	〒		
生年月日	大正・昭和・平成 年 月 日生 ( 歳)		
自宅電話		携帯電話	
現使用者との続柄			
承継理由	名義人死亡・生前承継・その他( )		

現名義人氏名			
墓所番号	東・西	段区	霊地号
許可番号	第 号	面積( )坪	
購入時使用料	¥	円	

## 【添付書類】

- ①富士見台霊園使用許可書(原本)・・・紛失の際は再発行申請書
- ②新名義人となる方の公的な書類(戸籍謄本、住民票、印鑑証明書)と実印
- ③ご本人を確認できる証明書類(運転免許所、健康被保険者証、パスポート等の写しのいずれか)
- ④生前承継の場合は念書及び現名義人の印鑑証明書

【事務手数料】 5,000円

【参 考】

民法 896 条(相続の一般的効力)

相続人は、相続開始の日から、被相続人の財産に属した一切の権利義務を承継する。ただし、被相続人の一身に専属したものは、この限りではない。

民法第 897 条(祭祀に関する権利の承継)

- 1 系譜、祭具及び墳墓の所有権は、前条の規定にかかわらず、慣習に従って祖先の祭祀を主宰すべき者が承継する。ただし、被相続人の指定に従って祖先の祭祀を主宰すべき者があるときは、その者が承継する。
- 2 前項本文の場合において慣習が明らかでないときは、同項の権利を承継すべき者は、家庭裁判所が定める。

【その他の連絡先】

氏 名	ふりがな 続 柄 ( )
現 住 所	〒
自 宅 電 話	
携 帯 電 話	